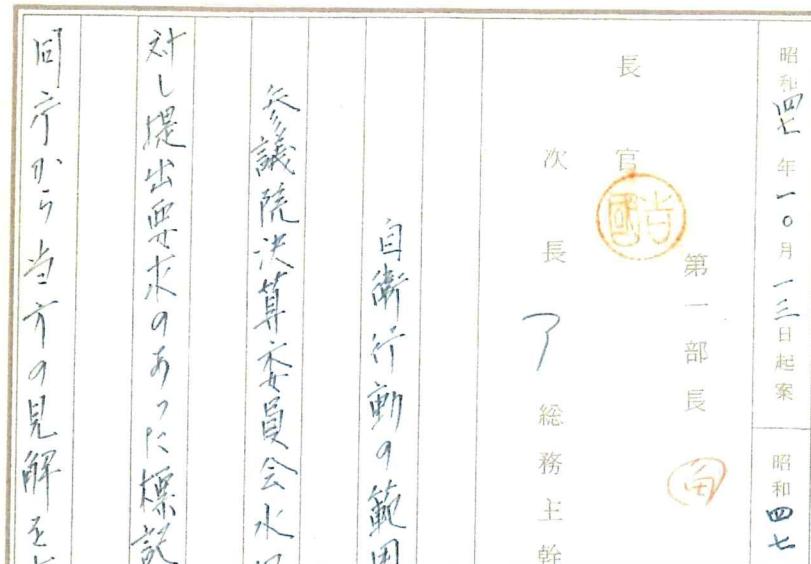


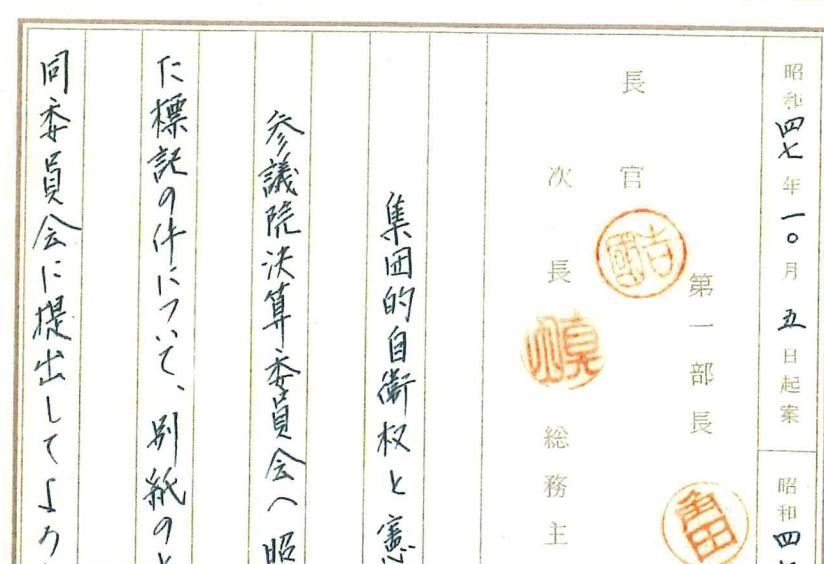
9

防衛庁 政府見解 (内閣法制局10月13日協議決裁)



8

昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)



参議院水口宏三議員要求資料
自衛行動の範囲

防衛庁
47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略)に該当する場合に限られると解している。

「読み替え」を全否定

わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

+ 同盟国に対する～

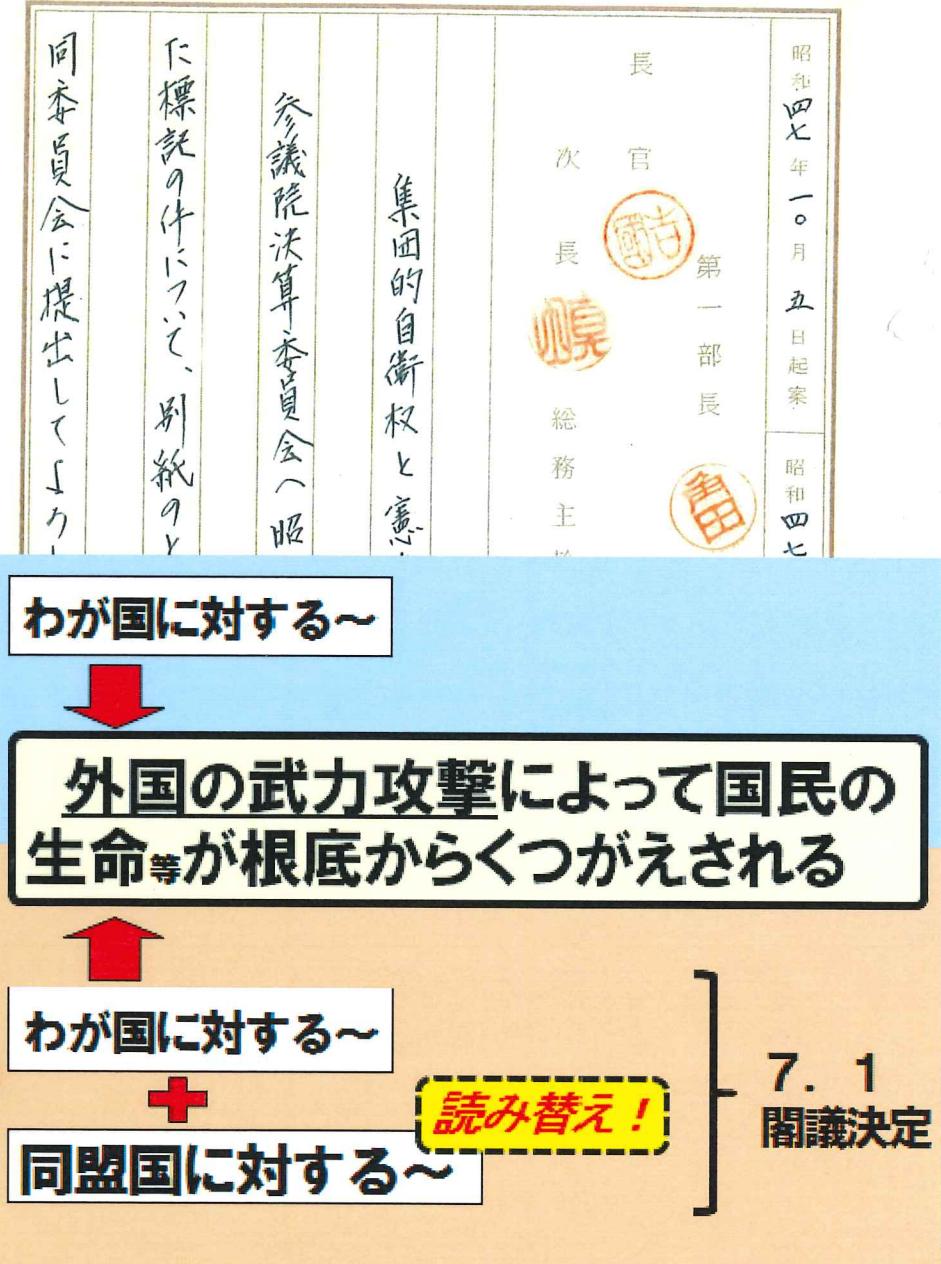
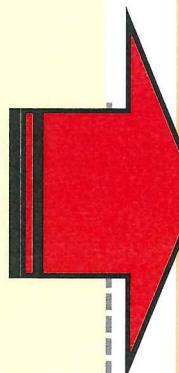
読み替え！

7. 1
閣議決定

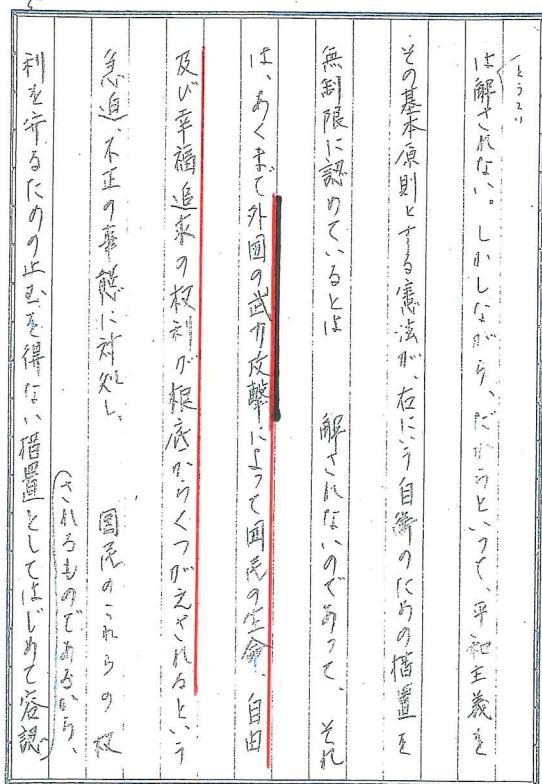
憲法第九条に対する
解釈の論理の根底……
その**論理**から申しまして、
他国が侵略されているとい
うことは、まだ**国民の幸福**
追求の権利なり**生命**なり
自由なりが**侵されている**
状態ではないということで、
まだ日本が自衛の措置
をとる段階ではない

日本への侵略行為が発生し
て、そこで初めて自衛の措
置が発動するのだ

「読み替え」を全否定



昭和47年政府見解



昭和四七年一〇月五日起案	昭和四七年一〇月七日決裁
長官	第一部長
次長	金田 参事官
総務主幹	参考官補
内閣法制局	早坂

平成27年9月11日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 小西洋之

出典：昭和47年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係について」原議資料（内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書）、昭和47年9月14日参議院決算委員会吉國長官答弁及び平成27年6月11日参議院外交防衛委員会会議録より小西洋之事務所作成

吉國 内閣法制局長官答弁（参議院決算委員会 昭和47年9月14日）

○説明員（吉國一郎君）

外国の侵略が現実に起こった場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいまでの解釈の論理の根柢でございます。

その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ

○説明員（吉國一郎君）

わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他の国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない

憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動

わが国に対する～

↓

・「S47年政府見解」の作成者
・S47以前以降の全ての国会答弁等

↑

わが国に対する～

+ 読み替え！

同盟国に対する～

7.1 閣議決定

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君
四十七年見解を作ったときに
限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官
法理といたしましては
まさに当時から含まれている

防衛庁 政府見解

98

昭和四七年一〇月一三日起案 昭和四七年一〇月一三日決議 玉座

長官印
第一部长長官
総務主幹
参事官補

自衛行動の範囲について
參議院決算委員会水口宏三委員から防衛省に 対し提出要求のあった標識の資料(別添)について、 同件が自衛の見解を求めるに付し、檢討したところ
内閣法制局

(末)

參議院水口宏三議員要求資料

防衛庁
47.10.14

自衛行動の範囲

- 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の發動については、政府は、従来からいわれた自衛権發動の3要件（わが國に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと）に該当する場合に限られると解している。
- わが國に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが國の防衛行為を限度において、わが國の領土、領海、領空においてばかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考え方られない。この場合、自衛行動ができる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえずいか、自衛権の行使に必要な限度内の公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- いゆゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるので、このうち

「昭和47年政府見解」作成者の「限定的な集団的自衛権」全否定答弁

■【吉國長官】参決算委員会 昭和47年09月14日（対 水口宏三議員）

○説明員（吉國一郎君）・・・外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。・・・
その防げなかつた侵略が現実に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、
その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえさ
れるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じて
いるものではない、というのが憲法第九条に対する私どもの今までの解釈の論理
の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを
用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵さ
れている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。
日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ・・・。

○説明員（吉國一郎君）・・・わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他
国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れ
ないということ、平たく申せばそういうことだらうと思います。憲法九条は戦争放
棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、先ほど来何回も同じよう
な答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが国が侵略をされてわが国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するため
に必要な措置をとるというのは、憲法九条でからうじて認められる自衛のための行
動だということ・・・。

■【真田次長】参内閣委員会 昭和47年05月12日（対 水口宏三議員）

○政府委員（真田秀夫君）・・・わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれ
るかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それにつきま
して非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要
件、このもとにおいてのみ行使が許されるだらうというふうに解釈しているわけ
ございまして、その解釈の結果、振り返ってみると、それはもう個別の自衛権し
か該当しない。これに該当する場合といういのは個別の自衛権のことである。つまり
第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力
攻撃があった場合に云々というのが第一原則でございますから、その原則の適用の
結果、わが国が行使し得る自衛権の態様といいのは個別の自衛権に限られると、こ
ういうことにならうかと思います。

○政府委員（真田秀夫君）・・・私たちが三原則と言っているのは個別の自衛権の
原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというような

御質問があつたかと思いますけれども、私たちはそうじゃございませんで、およそ
わが国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、
そこで第一原則が働きまして、結果としてこれは個別の自衛権の態様においてしか
武力行使ができないということになると、これは明々白々であろう、こういうふう
に考えるわけであります。

【小西解説】「個別の自衛権行使を認める武力行使の三要件以外の、別の武力行使の要件が
あるのではないか？」という質問と受け止めた上で、三要件以外の（新三要件のような）要
件が法理として存在することを明確に否定し、かつ、三要件の第一要件との関係であらゆる
集団的自衛権行使を違憲としている。

つまり、昭和47年政府見解について、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と読み直して
新しい別の武力行使の要件（新三要件）を作り出すことを論理として明確に否定している
のである。

■【角田第一部長】衆法務委員会 昭和56年06月03日

○稻葉委員 ・・・外國が侵害を受けていて、それが結局日本に対する直接の攻撃と
みなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の國家の存立
や何かに關係するという場合でも、日本は何もできないということですか。そんな
ことはないのじゃないですか。そこら辺のところをはつきりしてもらいたい。

○角田（禮）政府委員 私は先ほど注意深く申し上げたつもりでございますけれども、
わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを申
し上げたわけであります。

○角田（禮）政府委員 ・・・集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけ
でございますから、ゼロでございます。・・・集団的自衛権は一切行使できない・・・。

○角田（禮）政府委員 ・・・日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけあり
ます・・・。

（※小西注：内閣法制局長官としての答弁である）

■【角田第一部長】衆予算委員会 昭和58年02月22日

○角田（禮）政府委員 ・・・集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方が
あり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざ
るを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないとい
うことになると思います。

○市川委員 いまの法制局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできな
い、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈をできるとい
う解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この見解は、外
務大臣、防衛庁長官、一致ですか。

○安倍国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりでございます。